

## 三重県土地利用基本計画(案)にかかる意見及び対応等

資料1

### 1 第54回国土利用計画審議会(原案に対する意見)

No	項目	頁	行	委員意見	事務局回答	対応・表記等	委員名
1	サミットのレガシー	6	7	サミットで国際的な発信をしたことによる三重県の観光地への誘客で、「全国区、また全世界から人々が訪れる」と記載していただいたが、「全世界」は誇大表記だと思うので、「世界各地から」といったような相当の表記に変更していただきたい。	「世界各地から」といった表記への変更を検討したい。	・(P6-7行)「 <u>見聞・体験するために全国、また世界各地から人々が訪れており</u> 」に変更しました。	新海委員
2	人材の育成	9	2	要望により、土地利用の検討を行う人を育成する旨の表記をしていただいたが、言葉足らずであったので、検討した後の、行動する部分が抜けていた。出来れば、「検討し、行動する」という表記に変えていただきたい。	「検討し、行動する」という表記に変更するように、検討したい。	・(P9-2行)「 <u>～そのことを鋭意検討し、行動する人材の育成が重要になる。</u> 」に変更しました。	新海委員
3	土地利用基本計画にかかる体系図	参考資料		本計画と個別法及び諸計画との関係について、理解しやすいように体系図を添付いただけると有り難い。	今回の審議会でご提示させていただいた体系図について、参考資料として添付する方向で検討をしたい。	・参考資料として、体系図を添付しました。	浅野会長
4	用語集	資料追加		これからパブリックコメントなどをやっていくことになると思うが、グリーンインフラなど、分かりにくい言葉がある。用語集をつけることを、考えていないのか。	他県の土地利用基本計画においても、用語集がついている場合があるので、作成する方向で検討したい。	・参考資料として、用語解説を添付しました。	白鳥委員

### 2 庁内意見

No	箇所・項目	頁	行	修正前	修正後	理由等	備考
5	本文	3		県土をめぐる情勢の変化で、データの根拠元の表記に「～に依れば」としている。(4カ所)	「～に依れば」を「～によれば」に変更しました。(4カ所)	読みやすくするために漢字をひらがなに変更。	地域連携総務課
6	本文	4	26	「太陽光発電設備の台頭」	「太陽光発電設備の増加」	太陽光発電設備が「台頭」するのはおかしいと思われるため、「増加」に変更。	地域連携総務課
7	本文	5	19	「草木が覆い繁る」	「草木が生い茂る」	漢字表記の誤り。	地域連携総務課

No	箇所・項目	頁	行	修正前	修正後	理由等	備考
8	本文	7	9	「住民の理解を得て事業を進める仕組みづくりを構築する。」	「住民の理解を得て事業を進める仕組みづくりの検討が必要である。」	断定的な言い方は、問題があると思われるため、語句を変更。	地域連携総務課
9	本文	9	1	「～進めていくことが、一層、重要となる」	「～進めていくことが、一層重要となる。」	読みやすくするため、句読点を削除。	地域連携総務課
10	本文	9	2	「～鋭意工夫検討し、」	「～鋭意検討し、」	動名詞の重なりを解消するため、「工夫」を削除。	地域連携総務課
11	本文	13	26	「～地域の判断を反映した適正な立地」	「～地域の意見を反映した適正な立地」	地域の「判断」を行う主体が明確でないため、「判断」を「意見」に変更。	地域連携総務課
12	本文	15		P16の句読点「、」（3カ所）	P16の句読点「、」（3カ所）	コンマ表記が混在していたため、「、」を「,」に統一。	地域連携総務課
13	本文	16	40	「県民の保健、休養及び教化に資する」	「県民の保健教養及び教化に資する」	当該箇所の前にある表記に統一。	地域連携総務課
14	本文	18	15	第3章 2(1)の土地地域 「都市地域と保安林の区域とが重複する場合」	第3章 2(1)の土地地域 「市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域とが重複する場合」	一部で区域の整合が取れなくなっていることから、地域表記を修正。	地域連携総務課
15	本文	18	25	第3省 3(1) 「市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合」	第3省 3(1) 「市街化区域及び用途地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合」	一部で区域の整合が取れなくなっていることから、地域表記を修正。	地域連携総務課
16	本文	19	2	第3章 5(1)「農業地域と保安林の区域とが重複する場合」	第3章 5(1)「農用地区域以外の農業地域と保安林の区域とが重複する場合」	一部で区域の整合が取れなくなっていることから、地域表記を修正。	地域連携総務課
17	本文	3	32	平成27年には1,047人(平成7年比44.8%)に減少	平成27年には1,016人(平成7年比43.5%)に減少	平成27年度国勢調査結果に基づき修正。	森林林業経営課
18	本文	11	25	所有者の責任で適切な森林の整備及び保全を図るとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。	所有者の責任で適切な森林の整備及び保全を図るとともに、 <b>所有者自らが経営管理を実施できない場合</b> や急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。	平成30年5月25日に成立した「森林経営管理法」において、森林所有者自らが経営管理を実行できない場合、市町村が森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託、若しくは、再委託できない森林等においては市町村が管理を実施する「新たな森林経営管理制度」が平成31年4月より施行されることが決定したため。	森林林業経営課
19	本文	11	30	国産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用	県産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用	三重県の土地利用基本計画であるので、国産材ではなく、県産材の利用拡大と明記。	森林林業経営課
20	本文	16	21	荒廃が進みつつある森林はその復元を図るものとする。	荒廃が進みつつある森林はその <b>再生</b> を図るものとする。	元の姿に戻す＝「復元」より、失われつつある機能を取り戻す＝「再生」の方が表現としては適正であると考えられるため。	森林林業経営課

No	箇所・項目	頁	行	修正前	修正後	理由等	備考
21	参考資料			図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>都市計画法「三重県都市計画基本方針」	外枠に「(任意)」と追加	法定義務ではないことを表現するため。	都市政策課
22	参考資料			図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>都市計画法「圏域マスタープラン」	外枠に「(任意)」と追加	法定義務ではないことを表現するため。	都市政策課
23	参考資料			図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>都市計画法「圏域マスタープラン」 H30. 4月策定	図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>都市計画法「圏域マスタープラン」 H30. 3月策定	策定日が3月30日であったため。	都市政策課
24	参考資料			図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>都市計画法 「 <u>三重県都市計画圏域マスタープラン</u> 」	図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>都市計画法 <u>圏域マスタープラン</u> (県内5圏域)	正式な名称に変更。	都市政策課
25	参考資料			図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>都市計画法 「 <u>三重県都市計画区域マスタープラン</u> 」	図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>都市計画法 「 <u>都市計画区域マスタープラン</u> (県内21区域)」	正式な名称に変更。	都市政策課
26	参考資料			図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>都市計画法 「 <u>市町村マスタープラン</u> 」	図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>都市計画法 「 <u>市町マスタープラン</u> 」	三重県においては、村がないことから修正。	都市政策課
27	参考資料			図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>国土利用計画法「三重県計画」	「三重県計画」の横に「(任意)」を記載。	都市計画法との整合を図るため、国土利用計画においても任意を明記。	事務局
28	参考資料			図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>国土利用計画法「市町計画」	「市町計画」の横に「(任意)」を記載。	同上。	事務局
29	参考資料			図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>森林法 「 <u>市町村森林整備計画</u> 」	図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>森林法 「 <u>市町森林整備計画</u> 」	国土利用計画法、都市計画法に合わせ、「市町村」を「市町」に変更。	事務局

### 3 市町意見

No	市町名	頁	行	案 内 容	意 見	対 応・表 記 等	備 考
30	津市	16 18	4 8	(農用地区域) 他用途への転用は行わない。  (都市地域と農業地域が重複する地域) 農用地としての利用を優先する。	前回の意見聴取において、「地域未来投資促進法や農村産業法等、個別法における特例は当該個別法において条件が示されるべきであり、特段の記載を予定していない」との回答であったことから、「個別法において特例等が規定されている場合を除き」との文言を加えるべきでは。	【不採用】 個別法の特例は、一般計画の例外を示すものであり、土地利用基本計画に優先されるものと解されます。農地転用においても、これまでリゾート法などの特例措置による事例はあり、当該法に定める方法により、農地転用等の手続きが行われています。そのため、敢えて「個別法の特例等を除く」と記載する必要はないと考えます。	H30.07.18、津市に説明。了解済み。
31	鈴鹿市	15	19	(市街化調整区域) 土地利用の集約化に伴い生じる未利用地等については、……	「土地利用の集約化に伴い生じる未利用地等」とは、具体的に何を指しているのでしょうか？ 「都市地域」は都市計画法に基づく内容と理解していますか、もし、土地利用の集約化が、農業政策によるものであれば、その結果により生じた未利用地であることを明記したほうが良くないでしょうか？(都市計画法に基づき、市街化調整区域で土地利用の集約化を進めるようにも受け取れます。)	【不採用】 第5次国土利用計画(全国計画)において、地域類型別の国土利用の基本方向として、「都市」(P8)では、「地域の状況等も踏まえつつ、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約するとともに、郊外に拡大してきた市街地についても、集約するように誘導していく。」と記載されています。土地利用の集約化は、農業政策のみに限定されたものではなく、都市計画マスタープラン等でも示される、土地利用の方針であると考えます。	H30.7.19、鈴鹿市に説明。了解済み。
32	鈴鹿市	15	20	(市街化調整区域) 計画的に森林や自然公園等他用途への転換を図るなど、……	「都市地域」については、都市計画法に基づく内容と理解しておりますが、都市計画法にて計画的に森林や自然公園等他用途への転換を図ることは可能でしょうか？(都市計画法に基づき、計画的に森林や自然公園等他用途への転換を図るようにも受け取れます。)	【不採用】 第5次国土利用計画(全国計画)の地域類型別の「都市」(P8)では、「美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図る」とされており、自然を配した都市の形成は、計画を以て実行されると考えられます。	H30.7.19、鈴鹿市に説明。了解済み。
33	名張市	15		1 都市地域 「…総合的に開発し、整備し、及び保全する…」	→「…総合的に整備し、開発し、及び保全する…」 (補足) 都市計画法では、整備し、開発し、及び保全するという言い方が一般的であるため。	【不採用】 都市計画法では、「整備、開発及び保全」という並び方が一般的ですが、他方で「開発整備」という語句があり、当該箇所では、まず開発を行い、整備して、保全するという順番に沿った文脈となっていることから、現在の並びのままとしたいと考えます。	H30.7.19、名張市に説明。了解済み。

#### 4 国事前協議

No	箇所・項目	頁	行	修正前	修正後	理由等	備考
34	本文	0	9~10	<p>&lt;土地利用基本計画の趣旨&gt;  「変更之际しては、これまで別に策定していた県国土利用計画を本土地利用基本計画に統合し、県土利用の総合的方針を示す計画として、一本化することとする。」</p>	<p>&lt;土地利用基本計画の趣旨&gt;  「変更之际しては、当基本計画は国土利用計画(県計画)の性格を併せ持つものとし、県土利用の総合的方針を示す計画として改定する。」</p>	<p>変更する土地利用基本計画は、国土利用計画法上の国土利用計画ではないので、「統合し一本化する」という表現を、「性格を併せ持つ」に変更。</p>	国土交通省
35	参考資料			<p>図&lt;国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系&gt;欄外下注意書き  「※各個別法における県の方針や計画の策定の際には、関係機関に対し、意見照会や職員の協議の場への参加を求めることにより、内容の調整を行っている。」</p>	<p>図&lt;国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系&gt;欄外下注意書き  「今回の改定により、三重県土地利用基本計画は三重県国土利用計画の性格を併せ持つ県土利用の総合的方針を示す計画とします。」</p>	同上。	国土交通省
36	本文			「農地の集積・集約化」(2箇所)	「農地の集積・集約」(2箇所)	「農地の集積・集約」と「農地の集積・集約化」が混在していたため、語句を統一。	国土交通省
37	本文			(本文中の農家の耕作面積、耕作放棄地の面積が「ha」で表記)	「ha」を「km <sup>2</sup> 」に修正。	表記誤り。	国土交通省
38	本文	5	11	～認定申請を行ううえで、	～認定申請を行う上で、	他の箇所との語句の統一。	中部地方整備局
39	本文	15	40	～圃場の大区画化などにより、	～圃場の大区画化等により、	文章の適正化。	農林水産省
40	用語集				【用語追加】耕作放棄地：以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地をいう。	「荒廃農地」と「耕作放棄地」という2つの類似する表記があり、「耕作放棄地」の定義を明確にするため。	農林水産省